

# 令和8年度 佐伯市奨学生の募集について

佐伯市では、経済的理由などにより修学困難な方を対象に、奨学資金の貸付けをしています。令和8年度佐伯市奨学生を下記のとおり募集します。

## 1 《貸付対象学校と貸付月額》

学 校 区 分		自 宅	自宅外
高校又は専修学校高等課程	国公立	16,000 円	20,000 円
	私 立	27,000 円	31,000 円
高等専門学校	国公立	18,000 円	21,000 円
	私 立	28,000 円	31,000 円
専修学校の専門課程	国公立	28,000 円	34,000 円
	私 立	33,000 円	35,000 円
短期大学(専門職大学の前期課程を含む)	国公立	28,000 円	34,000 円
	私 立	33,000 円	35,000 円
大学・大学院	国公立	28,000 円	34,000 円
	私 立	34,000 円	38,000 円

## 2 《貸付期間》 在学する学校の正規の修学期間

## 3 《応募資格》

次のいずれにも該当することが必要となります。

①佐伯市に1年以上住所を有する者、又は1年以上住所を有する者の子

②高校、高等専門学校等（上記の**学校区分**を参照）に在学する者

③経済的理由で修学困難な者

④日本学生支援機構その他の奨学金の支給又は貸付を受けていない者

※予算の範囲内で貸付を行いますので、応募資格を満たしていても選考されないことがあります。

※経済的理由で修学困難な者とは、次ページの収入基準に該当する者を指します。

収入基準	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること
------	----------------------------------

※1 収入については、2024 年（1 月～12 月）の収入に基づく 2025 年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が収入基準に該当するか審査を行います。

※2 貸与額算定基準額＝（課税標準額）×6%－（市町村民税調整控除額）－（多子控除）（a）－（ひとり親控除）（b）－（私立自宅外控除）（c）（100 円未満は切り捨て）

（a）生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき、40,000 円を控除します。扶養している子どもの人数は住民税情報を適用します。

（b）ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

（c）申請者が私立の学校に在籍し、自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。

#### 収入・所得の上限の目安

世帯人数	想定する世帯構成	生計維持者が給与所得者世帯 (年間の収入金額)	生計維持者が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2 人	あなた 親（ひとり親）	1,180	905
3 人	あなた、親 A 親 B（無収入）	1,127	891
4 人	あなた、親 A 親 B（※1）、高校生	1,309	937
5 人	あなた、親 A 親 B（※1）、高校生、中学生	1,387	1,003

※1 親 B は、例として、給与所得の場合は収入 300 万円、給与所得以外の場合は所得 200 万円としています。

※2 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

4 《応募に必要な書類》

- ①奨学金貸付申請書
- ②学業成績証明書（第1学年・・・卒業校の学業成績証明書）  
（第2学年以上・・・在学校の学業成績証明書）  
※学業成績証明書がないときは指導要録の抄本の写し
- ③世帯全員及び申請者と同一生計者の住民票（本籍地記載のもの）  
※佐伯市に住所がある方は不要。
- ④世帯全員及び申請者と同一生計者の所得証明書（収入のない方、年金だけの方も必要）  
※令和7年1月1日現在佐伯市に住所がある方は不要。
- ⑤在学証明書（証明日が令和8年4月1日以降のもの）

※提供された情報は佐伯市奨学金事業にのみ使用します。

5 《申込期間》 令和8年4月1日（水）～30日（木）午後5時まで（厳守）

6 《提出先》 佐伯市教育委員会 学校教育課（佐伯市中村東町6番9号 まな美2階）  
平日 午前8時半～午後5時まで受付（土日祝日閉庁）

7 《選考及び可否決定通知》

提出された書類をもとに選考委員会の審議を経て、予算の範囲内で佐伯市奨学生を決定し可否を通知します。（6月予定）

8 《奨学金の返還》 無利子

- ※在学卒業から1年間据え置き後に返還開始
- ※返還期間は学校区分により貸付期間の3～4倍以内

9 《その他》

- ①奨学生に決定された方は、奨学金借用証書に記入・押印の上、保証人（保護者）の印鑑登録証明書と、保護者以外の保証人1名の印鑑登録証明書・所得証明書及び住民票（佐伯市に住所がある方は不要、本籍地記載のもの）を添えて提出します。また、奨学金借用証書及び支給にかかる書類等は原則申請者（学生本人）から提出していただきます。
- ②保護者以外の保証人の要件は、生活保護費や中国残留邦人に対する支援給付を受給しておらず、20歳以上で独立した生計を営み、奨学生本人が返還できない場合、本人に代わり債務を弁済（奨学金の返済）する能力を有する方となります。
- ③他の奨学金の貸付及び給付等（本市の制度以外）を受けていることがわかった場合は、佐伯市奨学金の貸付を中止し、速やかに返還していただきます。

《お問い合わせ》

佐伯市中村東町6番9号  
佐伯市教育委員会 学校教育課  
学事係 TEL0972-22-3154